

健康づくり課母子保健担当（☎ 594-5544）

母子保健のご案内

※保健センター（栄1-1 栄市民活動交流センターB棟3階）
※こども商品券のお問合せは、子育て支援課子育て支援担当（☎ 594-5537）へ
※東側とは高崎線から東側の地域、西側とは高崎線から西側の地域を指します

事業名	内容・対象者	日時	場所	その他
乳児健診	内 心臓病や股関節の異常等の早期発見、運動発達 の検査 対 令和7年7月生まれのお子さん	11月28日（金）	保健センター	時 13：10～14：10 持 母子健康手帳、健康診査票、バスタオル 申 対象児以外は健康づくり課へ。 他 離乳食講習を同時実施しています。
1歳6か月児健診	内 内科健診、歯科健診等 対 令和6年4月生まれのお子さん	東側 11月13日(木) 西側 11月14日(金)	保健センター	時 13：10～14：10 持 母子健康手帳、健康診査票、バスタオル 申 対象児以外は健康づくり課へ。 他 対象児の保護者にこども商品券を配布します。
3歳児健診	内 内科健診、歯科健診、尿検査等 対 令和4年5月生まれのお子さん	東側 11月17日(月) 西側 11月18日(火)	保健センター	時 13：10～14：10 持 母子健康手帳、健康診査票、バスタオル、目と耳のアンケート、早朝尿 申 対象児以外は健康づくり課へ。 他 対象児の保護者にこども商品券を配布します。
9か月児育児相談	内 身長・体重測定、運動発達・離乳食・育児の心配ごとの相談等 対 令和7年2月生まれのお子さん がいる母親または家族	東側 12月1日（月） 西側 12月2日（火）	保健センター	時 10：00～10：30 持 母子健康手帳、バスタオル、9か月または10か月児健康相談票
乳幼児育児相談	内 身長・体重測定、運動発達・食事の相談、育児の心配ごとの相談等 対 0～3歳児健診前のお子さんがいる母親または家族で希望する人	12月1日（月）（予約制）	保健センター	時 13：10～14：40 持 母子健康手帳、バスタオル 申 予約制。健康づくり課へ電話、直接またはQRコードから。 
マタニティセミナー前期	内 妊娠中の栄養・生活・あかちゃんとの暮らしについて 対 妊娠27週までの妊婦と家族で希望する人	11月20日（木）（予約制）	保健センター	時 9：30～12：00 定 8組（先着順） 持 母子健康手帳 申 11月13日（木）までに健康づくり課へ電話または直接。
マタニティセミナー後期	内 出産の準備（呼吸法等）、あかちゃんのお風呂の入れ方（実習） 対 妊娠28週以降の妊婦と家族で希望する人	12月5日（金）（予約制）	保健センター	時 9：30～12：00 定 8組（先着順） 持 母子健康手帳 申 11月28日（金）までに健康づくり課へ電話または直接。

11月10日（月）・11日（火）の9か月育児相談、11月11日（火）乳幼児育児相談、11月12日（水）のこころの相談は広報きたもと10月号（QRコードから）に掲載しています。



ヘルスアップ調理講習会

生活習慣病を予防するための食事を学べます

今月は骨粗しょう症を予防するためのカルシウムたっぷりメニューを作ります。

時 11月25日（火）10：00～13：30 定 25人（先着順）
場 保健センター（栄1-1 栄市民活動交流センターB棟4階） 費 500円
持 エプロン、三角さん、ふきん、自宅のみそ汁50cc程度（塩分濃度を計ります。）
申 固 11月18日（火）までに北本市食生活改善推進員協議会（佐藤☎・FAX592-7763）へ電話またはFAX。

ノロウイルスに要注意

毎年11月～2月にかけての冬場は、ノロウイルスによる食中毒が多発しています

ノロウイルスは保育園や学校、病院などで急速に広がる恐れがあります。感染防止対策をしましょう。

- ①しっかり手洗い
- ②食品の十分な加熱
- ③洗浄と消毒の徹底



場 鴻巣保健所生活衛生・薬事担当（☎ 048-541-0249）

暮らしとこころの総合相談会

生活・失業・多重債務・離婚・相続・贈与、こころの悩みを専門家に相談してみませんか？

時 12月17日（水）14：00～17：00

場 市役所 費 無料

内 弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等による相談会

申 固 11月17日（月）から北本市暮らしとこころの総合相談会委託事務局（夜明けの会☎ 048-774-2862）へ電話。
※平日10：00～17：00

各種相談案内

※状況により中止になる場合があります。
※相談日が祝日のときはお休みです。

相談日 11月8日～12月7日

相談名	日時	場所	問合せ
税務相談	11月11日（火）10：00～12：00、13：00～15：00	市役所相談室1-C（税務課前）	税務課市民税担当（☎ 594-5518）※前日までにお申し込みください
福祉総合相談	毎週月～金曜日 8：45～16：30	共生福祉課地域共生担当（☎ 594-5517）	
行政相談（国や県等への要望や苦情の相談）	11月12日（水）10：00～12：00	市役所相談室1-G（市民課横）	市民課市民相談担当（☎ 594-5529）
市民相談	毎週月～金曜日 9：00～16：00		市民課市民相談担当（☎ 594-5529）※実施日の3日前までにお申し込みください
不動産相談（予約制）	11月14日（金）13：30～16：20		
法律相談（予約制）	弁護士 毎週水曜日 13：30～16：20 司法書士 11月21日(金)、12月5日(金) 13：30～16：20		
消費生活相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 10：00～12：00、13：00～16：00	消費生活センター（市民課横）	消費生活センター（☎ 511-8800）
人権相談	11月18日（火）13：30～15：30（受付は15：00まで）	文化センター	人権推進課（☎ 594-5506）
女性相談（予約制）	11月10日(月)・19日(水)、12月3日(水) 10：00～16：00（1人50分）	市役所相談室2-C（環境課横）	
子どもの権利相談	毎週月～金曜日 10：30～18：00（16：30以降の面談は要予約）	市役所相談室原則2-C（環境課横）	人権推進課（☎ 590-5011、0120-0874-56 ※子ども専用）
教育相談	毎週月～金曜日 8：30～16：30	教育センター（☎ 591-2176）	
ことばの相談（未就学児対象）	毎週月～金曜日 9：00～16：00	児童発達支援センター（☎ 592-8876）	
子どもの相談（育児、しつけ等）		子育て支援課児童相談担当（☎ 511-7702）	
子育てなんでも相談	毎週月～金曜日 9：00～17：00	児童館（児童館利用者支援事業担当☎ 592-9969）	
緑のなんでも相談	12月1日（月）10：00～12：00	総合公園（☎ 592-4050）	
心配ごと相談（予約制）	11月19日（水）、12月3日（水）9：30～11：30	総合福祉センター	北本市社会福祉協議会（☎ 593-2961）※前日までにお申し込みください
結婚相談（予約制）	11月15日（土）、12月2日（火）13：30～15：30		北本市社会福祉協議会（☎ 593-2961）
ボランティア相談	12月6日（土）10：00～12：00		産業観光課商工労政・観光担当（☎ 594-5530）
就職相談、内職相談	毎週月～金曜日 8：45～16：30	産業観光課窓口	住宅増改築相談の当日の問合せは（☎ 591-1111）
住宅増改築（新築）・リフォーム相談	11月8日（土）9：00～12：00	市役所相談室1-I（市民課横）	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ vol.189

インターネット上で個人同士が簡単に商品を売買できるフリマアプリやフリマサイトの利用者が増えるなか、全国の消費生活センターにはフリマサービスの利用に関する相談が多く寄せられています。具体的には、欲しかった物がフリマアプリに出品されていたので購入したが、写真とは違う商品が届いた。出品者に連絡したが、商品に間違いはないと言われ、返品に応じてもうえなかった。アプリの運営業者にも相談したが、当事者間で話し合うよう求められ、対応してもらえなかった。：など。

また、使用していたブランドバッグを出品し、購入希望者に商品を送ったところ、偽物だと言われ、返品を了承したが商品を返してもらえないケースや、送付したバッグとは違うバッグにすり替えられて戻された、などの相談が寄せられています。

フリマアプリでの取引は、個人間取引であり、トラブルが生じたときは利用規約により、当事者間で解決を図るよう求められます。取引するときは、相手の取引履歴や評価を確認し、わからないことがあれば、相手に事前を確認してから取引するようにして

- 相談窓口
- 北本市消費生活センター（北本市役所市民課内☎ 511-8800）
毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く）10：00～12：00、13：00～16：00
※土・日曜日、祝日は局番なしの☎ 188へ（年末年始を除く）
 - 埼玉県消費生活支援センター（☎ 048-261-0999）
毎週月～土曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～16：00
 - 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」（☎ 03-5614-0189）
毎週土・日曜日 10：00～12：00、13：00～16：00

の時は、北本市消費生活センターに相談してください。困りか相談してください。お問い合わせは、利用規約や運営会社が定めている禁止行為をよく確認してください。相手とトラブルになったときは、アプリ運営業者に事情を伝えて、調査などの協力を得られないか相談してください。お問い合わせは、北本市消費生活センターにしてください。

フリマサービスのトラブルに注意

インターネット上で個人同士が簡単に商品を売買できるフリマアプリやフリマサイトの利用者が増えるなか、全国の消費生活センターにはフリマサービスの利用に関する相談が多く寄せられています。具体的には、欲しかった物がフリマアプリに出品されていたので購入したが、写真とは違う商品が届いた。出品者に連絡したが、商品に間違いはないと言われ、返品に応じてもうえなかった。アプリの運営業者にも相談したが、当事者間で話し合うよう求められ、対応してもらえなかった。：など。